この資料は、「猫間川源流探検記」（http://ringodo.web.fc2.com/nekomagawa.htm）の一部です。

六郷修堤碑

大阪府知事従三位勲三等山田信道篆額

六郷堤在攝河境上寝屋川南岸屬榎本今津二村堤低而薄水添七尺輙潰決毎歳霖澇大至男守堤女收什具老弱移而避水闔村如遭戰而乃有如明治元年及十八年之惨民皆不安耕耨寝食然計費不貲未能大修築以逭難也於是榎本村長大橋君房太郎慨然挺身董役新堤始成榎本者本二村也曰放出曰下辻及町村制出合而爲一大橋君嘗爲二村戸長乃會放出今津二村議員曰修堤之擧不變舊制難保無虞而村中資財有限固所不能堪焉今將請地方税補其費十之七如何衆僉曰善君乃裁書致大阪府實明治二十年十月四日也于時建野君知府事乃下府會議翌年十二月二十一日府會議定若其所請因得起役已而二村合併稱榎本村大橋君又爲村長而建野君去西村君知府事二十二年十二月十六日大橋君又上書于府請費額盡以地方税處辨永以爲例未獲允可二十四年一月十二日上書復請二十四年三月十八日府會議定亦若所請至是土功大進亡幾而成堤經始於明治二十二年五月十日落成於二十六年六月二十四日長二十七町五十五間高一丈二尺六寸濶三丈九尺陪舊制高五尺濶一丈二尺役夫六萬有餘人所費從二十二年至二十三年地方税二千有餘圓村費八百有餘圓從二十四年至二十六年地方税八千有餘圓至是雖霖澇水漲民皆耕耨眠食於堤外無復向者守堤收什具之憂乃相謂曰是皆不知事公之明決府會之公平而大橋君之謀而忠周旋不吝勞之賜耶此不可諼盍立石勒功且偲後人有所矜式焉彌適承乏村長襲大橋君之後衆乃使彌譔文刻石於郷社云

明治二十七年四月三日　　榎本村長牛谷彌譔文　今津村長原田増蔵書

この資料は、「猫間川源流探検記」（http://ringodo.web.fc2.com/nekomagawa.htm）の一部です。

六郷修堤碑

口語訳　大意

六郷堤は摂津、河内の境界のほとりを流れる寝屋川の南岸にあり、榎本、今津の二村に属する。堤は低くて薄く、水位が七尺も増えるとたちまちに決壊した。毎歳大水が出ると、男は堤を守り、女は家財道具を片付け、年寄りや子供は（避難所に）避難し、さながら村は、戦場のような騒ぎであった。もしも明治元年や十八年の大水害のような惨状になればと思うと、村民は安心して田畑を耕したり、枕を高くして眠ることもできなかった。しかしながら、（工事に必要な）予算の手当てができず、堤を修築して水害を避けることができなかった。そこで、榎本村長の大橋房太郎君は、慨然として身を挺して事業を推進し、そのおかげで新しい堤が始めてできた。榎本村は、もともと二つの村であった。ひとつは放出村、もうひとつは下辻村で、町村制の施行により一つの村になった。大橋君は、かつて二村の戸長として、放出、今津二村の村会議員と会って話し合いを行った。「堤の改修工事に当たっては、古い堤を（抜本的に）改修しなければ、安心して暮らすことはできない。しかしながら、村の財政には限りがあり、とても（独力で）行うことはできない。そこで、地方税でその費用の七割を補ってもらうよう請願してはどうか」と提案したところ、全員一致して「それはいい案だ！」ということになり、大橋君はただちに請願決議書を大阪府に提出した。時に明治二十年十月四日のことである。時の知府事建野君は、ただちにこれを府議会に下付し、翌年十二月二十一日、府議会において、請願の通りに認める決定が下りた。これにより、堤の改修工事を着工することができた。二村は合併して榎本村と称し、大橋君がまた村長となった。その後建野君が去って、西村君が新しい知府事となった。二十二年十二月十六日、大橋君はまた府に上書して、今後はいっさい、工事予算の全額を、すべて地方税をもってまかなうことにするように請願したが、許可は下りなかった。二十四年一月十二日、再び上書して請願した。二十四年三月十八日、府議会はついに請願のごとくすることを認めた。これにより、土木工事は大いに進み、まもなくして堤は完成した。（改修工事は）明治二十二年五月十日に着工して、二十六年六月二十四日に落成した。長さ二十七町五十五間、高さ一丈二尺六寸、濶さ三丈九尺、古い堤の高さ五尺、濶さ一丈二尺に倍するものである。工事にかかった役夫はのべ六万人余り、かかった費用は、二十二年から二十三年の間に、地方税二千円余り、村費八百円余りであった。二十四年から二十六年の間に、地方税八千円余りであった。これによって、大水が出て水が溢れそうになっても、村民たちは皆堤の外で安心して田畑を耕し、枕を高くして眠ることができるようになり、以前のように堤を守りに駆けつけたり、家財道具を片付けたりする心配もなくなった。村人たちは口々に、「これはみな知事閣下のご英断でもなく、府議会が公平に扱ってくれたからでもない。すべては大橋君がよく計画を練り、これを忠実に実行し、周旋の労を吝まなかったおかげである。このことは決して忘れることができない。石碑にその功績を刻んで、後の人のお手本にすべきだ。」といいあった。たまたま私（彌）は、（他にふさわしい）後継者がいなかったので村長となり、大橋君の後を引き継ぐことになった。村の衆は、私に碑文を起草させ、郷社（阿遅速雄神社）に於いて石碑を建てようということになった。

明治二十七年四月三日　榎本村長牛谷彌譔文　今津村長原田増蔵書

無断転載を禁じます。　Copyright © 2017 Ringo-do , All Rights Reserved